

平成 28 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社ウィズ
代 表 者 名	代表取締役社長 横井昭裕 (JASDAQ、コード番号：7835)
問 い 合 せ 先	経営企画部長 大関 浩一
電 話 番 号	(03) 3534-3180

株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 20 日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、平成 28 年 8 月 26 日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める JASDAQスタンダード市場（以下、「JASDAQ」といいます。）における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 28 年 8 月 26 日から平成 28 年 9 月 26 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 28 年 9 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を JASDAQ において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 株式併合について

1. 株式併合を行う目的及び理由

株式会社バンダイナムコホールディングス（以下、「バンダイナムコホールディングス」といいます。）は、平成 28 年 3 月 10 日から平成 28 年 4 月 7 日までの 20 営業日を公開買付けの買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下、「第一回公開買付け」といいます。）を実施しました。第一回公開買付けの結果、平成 28 年 4 月 14 日（第一回公開買付けに係る決済の開始日）をもって、バンダイナムコホールディングスは当社株式 1,695,600 株（株式所有割合（注）55.02%）を保有するに至りました。さらに、バンダイナムコホールディングスは、平成 28 年 4 月 15 日から平成 28 年 5 月 24 日までの 24 営業日を公開買付け期間とする当社株式に対する公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といいます。）と併せて「本件両公開買付け」といいます。）を実施しました。本件両公開買付けの結果、平成 28 年 5 月 31 日（第二回公開買付けに係る決済の開始日）をもって、バンダイナムコホールディングスは当社株式 2,692,514 株（株式所有割合 87.37%）を保有するに至っております。

（注）「株式所有割合」とは、当社が平成 28 年 1 月 13 日に提出した第 30 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数 3,081,600 株に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、当社は同日現在自己株式を保有しておりません。

バンダイナムコホールディングスは、有力な IP（Intellectual Propertyの略称であり、キャラクター等に係る知的財産権を意味します。以下同じです。）を軸に、玩具・模型、ネットワークコンテンツ、家庭用ゲームソフト、業務用ゲーム機、映像音楽コンテンツ、アミューズメント施設等のエンターテインメントに関する

様々な分野で事業を展開する企業集団（本日時点において、バンダイナムコホールディングス並びに子会社98社及び関連会社14社から構成され、以下、「バンダイナムコグループ」といいます。）を統轄する純粋持株会社です。

バンダイナムコホールディングス及び株式会社バンダイ（以下、「バンダイ」といい、バンダイナムコホールディングスと併せて「バンダイナムコホールディングス等」と総称します。）は、平成27年4月上旬以降断続的に、当社の創業者兼代表取締役社長であり、当社の主要株主であり筆頭株主であった横井昭裕氏（以下、「創業者株主」といいます。）及び当社との間で、当社との資本業務締結について、協議・交渉を行ってまいりました。

かかる協議・交渉を経る中で、バンダイナムコホールディングスとしては、当社との業務提携を通じ、トイホビーSBUの主幹会社であるバンダイが事業を展開する玩具・模型分野における「IP軸戦略の更なる強化」と「企画開発力の更なる強化」を目的に、当社をトイホビーSBUの企画開発会社とすることで、トイホビー事業の更なる成長・拡大を目指すことが可能になるとの判断に至ったとのことです。

また、当社としても、当社が、少子化をはじめとする厳しい環境にある業界の中を勝ち抜いていくためには、バンダイナムコグループの最大の強みである「IP軸戦略」を基軸として事業拡大を図っていくことが必要であるとの判断に至りました。

具体的には、バンダイナムコホールディングスは、バンダイナムコグループの強みである有力なIPを軸としたビジネス展開により成長を実現しているところ、当社をバンダイナムコグループに迎えることで、当社の強みであるデジタル玩具の企画・開発力、ノウハウをバンダイナムコグループ内に融合し、バンダイナムコホールディングスの成長の源泉であるIP・商品の企画開発機能を強化することが可能になると考えているとのことです。特に、バンダイナムコホールディングスは、男児・女児の定番玩具の企画・デザイン力に強みを有するバンダイと、デジタル玩具の企画・開発力に強みを有する当社の連携を深めることで、当社を含むバンダイナムコグループ全体としての企画力を向上することができ、当該企画力を柱として、両社の強みを活かした新商品の企画・開発・展開が可能になると考えているとのことです。

また、バンダイナムコホールディングスは、当社を、「たまごっち」、「プリモプエル」、「デジタルモンスター」といったオリジナルIPを共同で保有・展開する、バンダイナムコホールディングス等の重要な事業上のパートナーと認識しているとのことです。また、当社にとっても、バンダイナムコホールディングス等との連携により、これらのオリジナルIPのライセンスアウト機能を強化することで、安定的な収益基盤の構築が可能と考えているとのことです。

そして、上記のようなシナジーを実現するためには、バンダイナムコホールディングスとしては、当社株式を全て取得し、当社の事業運営の再構築を含む、中長期的な戦略的判断に基づく迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制を構築することが必要不可欠であると判断したとのことです。また、仮に、当社の上場を維持したまま、かかる中長期的な戦略的判断に基づく諸施策を実行した場合においては、短期的な当社の業績の下振れリスク等、短期的には、当社の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないことなどを踏まえると、バンダイナムコホールディングスと当社との関係を親子会社関係に留めるのではなく、当社をバンダイナムコホールディングスの完全子会社とし、当社を非上場化した上で、両社がグループとして一体となり事業展開を行っていくことが、当社の企業価値向上に資するとの判断に至ったとのことです。

また、当社といたしましても、財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定した株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）並びに法務アドバイザーとして選定した伊藤見富法律事務所による助言を受けつつ、当社の企業価値については株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件の妥当性及びバンダイナムコホールディングスが、当社をバンダイナムコホールディングスの完全子会社とすることを目的として、当社株式の全てを取得するための一連の取引（以下、「本取引」といいます。）における一連の取引の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、バンダイナムコホールディングスとの間で、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等に関する協議及び交渉を重ねました。

その上で、当社は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、みずほ銀行より平成 28 年 3 月 8 日付で取得した当社株式価値に関する株式価値算定書（以下、「当社算定書」といいます。）の内容等を慎重に検討し、また、当社が設置した独立委員会の答申を最大限尊重した上で、平成 28 年 3 月 9 日開催の当社の取締役会において、本取引は、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社であるバンダイナムコホールディングスによる当社の完全子会社化であるため、(i) 本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii) 本取引により、当社及びバンダイの両社で保有する I P の展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii) 子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び (iv) 当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、バンダイナムコホールディングス等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至りました。

その後、バンダイナムコホールディングスは、上記のとおり本件両公開買付けを実施いたしました。本件両公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができませんでした。かかる本件両公開買付けの結果を踏まえ、バンダイナムコホールディングスから要請を受けたことから、当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本件両公開買付けが成立したこと等を踏まえ、当社の株主をバンダイナムコホールディングスのみとするための手続を実施することといたしました。具体的には、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式 440,000 株を 1 株に併合する株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

本株式併合により、バンダイナムコホールディングス以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

なお、本取引の経緯の詳細につきましては、以下の当社プレスリリースも併せてご参照ください。

- (ア) 平成 28 年 3 月 9 日付「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」
- (イ) 平成 28 年 4 月 8 日付「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」
- (ウ) 平成 28 年 4 月 14 日付「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ」
- (エ) 平成 28 年 5 月 25 日付「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ」

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

①株主総会基準日	平成 28 年 5 月 31 日
②取締役会決議日	平成 28 年 7 月 20 日
③定時株主総会開催日	平成 28 年 8 月 26 日（予定）
④整理銘柄指定日	平成 28 年 8 月 26 日（予定）
⑤当社株式の売買最終日	平成 28 年 9 月 26 日（予定）
⑥当社株式の上場廃止日	平成 28 年 9 月 27 日（予定）
⑦株式併合の効力発生日	平成 28 年 9 月 30 日（予定）

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率

平成 28 年 9 月 30 日をもって、平成 28 年 9 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式 440,000 株につき 1 株の割合で併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数
3,081,593 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
3,081,600 株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
7 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
21 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、バンダイナムコホールディングス以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得てバンダイナムコホールディングスに売却すること又は会社法第 235 条第 2 項の準用する会社法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成 28 年 9 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数（以下、「基準株式数」といいます。）に第二回公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「第二回公開買付け価格」といいます。）と同額である 560 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるように価格を設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

（1）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

- ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、バンダイナムコホールディングスは、第一回公開買付けの結果、当社の親会社に該当することとなりました。バンダイナムコホールディングスは、第一回公開買付けの開始時点においては当社の親会社等に該当しませんでした。第一回公開買付けにおいて当社の主要株主である筆頭株主であった創業者株主、当社の取締役であり当社の第 2 位の大株主であった嶋崎章氏、創業者株主の妻であり、当社の第 3 位の大株主であった横井真由美氏及び当社の取締役かつ創業者株主の実兄であり、当社の第 4 位の大株主であった横井憲治氏（以下、創業者株主、嶋崎章氏、横井真由美氏及び横井憲治氏を総称して「第一回公開買付け応募株主」といいます。）がバンダイナムコホールディングスとの間で第一回公開買付け応募株式全てについて第一回公開買付けに応募する旨の公開買付け応募契約書（以下、「第一回公開買付け応募契約」といいます。）を締結しているところ、当社の取締役 5 名のうち 3 名が第一回公開買付け応募契約を締結していることに加え、第一回公開買付けが成立した場合には、その後の第二回公開買付け及び当社の完全子会社化手続きが一連の行為として第一回公開買付けと一体のものみなされることに照らし、当社及びバンダイナムコホールディングスは、下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

- ② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭

の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「2. 株式併合の要旨」「(2) 株式併合の内容」「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、第二回公開買付価格を基準に算出され、各株主の皆様への基準株式数に第二回公開買付価格と同額である560円を乗じた金額となる予定です。

そして、第二回公開買付価格については、(i)本取引が公表された日の前営業日である平成28年3月8日(以下、「本基準日」といいます。)の当社株式のJASDAQにおける終値410円に対して36.6%(小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。)、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件(完全子会社化を前提とした公開買付け案件)と比べても遜色のない水準と考えられること、(ii)第二回公開買付価格560円は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格(以下、「第一回公開買付価格」といいます。)よりも415円(286.2%)高い金額であること、(iii)下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とバンダイナムコホールディングス間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、当社は、第二回公開買付けが当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、第一回公開買付けの開始日の前日である平成28年3月9日に開催された取締役会において、同日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきと考える旨を決議いたしました。さらに、当社は、第二回公開買付けの開始日の前日である平成28年4月14日に開催された取締役会においても、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、当社は、バンダイナムコホールディングスによる第二回公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本定時株主総会の招集を決議した平成28年7月20日付の当社の取締役会の開催時点に至るまでに、同価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、バンダイナムコホールディングスは、平成28年3月10日から平成28年4月7日までの20営業日を公開買付けの買付け等の期間とする第一回公開買付けを実施し、さらに、平成28年4月15日から平成28年5月24日までの24営業日を公開買付け期間とする第二回公開買付けを実施しました。本件両公開買付けの結果、平成28年5月31日(第二回公開買付けに係る決済の開始日)をもって、バンダイナムコホールディングスは当社株式2,692,514株(株式所有割合87.37%)を保有するに至っております。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主をバンダイナムコホールディングスのみとする予定です。その結果、当社株式はJASDAQにおける上場廃止基準に従い、所定の手続を経

て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成 28 年 8 月 26 日から平成 28 年 9 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、平成 28 年 9 月 27 日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を J A S D A Q において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、バンダイナムコホールディングスは、バンダイナムコホールディングス等と当社の事業におけるシナジーを実現するためには、当社株式を全て取得し、当社の事業運営の再構築を含む、中長期的な戦略的判断に基づく迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制を構築することが必要不可欠であると判断したとのことです。また、仮に、当社の上場を維持したままで、かかる中長期的な戦略的判断に基づく諸施策を実行した場合においては、短期的な当社の業績の下振れリスク等、短期的には、当社の株主の皆様にもマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないことなどを踏まえると、バンダイナムコホールディングスと当社との関係を親子会社関係に留めるのではなく、当社をバンダイナムコホールディングスの完全子会社とし、当社を非上場化した上で、両社がグループとして一体となり事業展開を行っていくことが、当社の企業価値向上に資するとの判断に至ったとのことです。

また、当社といたしましても、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本取引は、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社であるバンダイナムコホールディングスによる当社の完全子会社化であるため、(i) 本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii) 本取引により、当社及びバンダイの両社で保有する I P の展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii) 子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び (iv) 当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、バンダイナムコホールディングス等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「①当社における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、当社は、独立委員会に対し、(i) 本取引による当社の企業価値の向上、(ii) 公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び (iii) 本取引の手續の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、「本件諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。当社は、平成 28 年 3 月 8 日に、独立委員会から、(i) 本取引による当社の企業価値の向上、(ii) 公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び (iii) 本取引の手續の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする答申書（以下、「本答申書」といいます。）の提出を受けております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社及びバンダイナムコホールディングスは、本件両公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じました。

以下の記載のうちバンダイナムコホールディングスに関連する部分は、バンダイナムコホールディングスからの説明に基づいて記載しております。

① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手

当社は、平成 28 年 2 月 17 日付取締役会において、本取引に係る当社の意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社、第一回公開買付け応募株主及びバンダイナムコホールディングスからの独立性が高い、山下章太氏（公認会計士、かえで監査法人）、三木誠氏（当社社外取締役、独立役員）及び大島忠氏（当社社外監査役、独立役員）の 3 名から構成

される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、本件諮問事項について諮問いたしました。なお、当社は、当初から上記の3氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はありません。

独立委員会は、平成28年2月22日から平成28年3月8日までの間、合計で4回開催され、本件諮問事項について検討を行いました。かかる独立委員会における検討に際しては、(i) バンダイナムコホールディングスによる本取引の目的や本取引後の経営方針等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ii) 当社に対し、本取引の目的や本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iii) みずほ銀行による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iv) 本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われております。

独立委員会は、これらの検討を前提として、平成28年3月8日に、当社の取締役会に対して、(i) 本取引による当社の企業価値の向上、(ii) 公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii) 本取引の手續の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする本答申書を提出しました。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が（特に第二回公開買付けとの関係で）上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

(i) 本取引による当社の企業価値向上について、当社及びバンダイナムコホールディングスから、当社が平成28年4月14日に公表いたしました、「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ」「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「②公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」に記載の内容等の説明を受けたが、かかる説明内容に特段不合理な点は認められず、本取引によって当社の企業価値が向上すると当社及びバンダイナムコホールディングスの判断に特段の不合理はないものとする。

(ii) 第二回公開買付価格については、(a) 当社は、バンダイナムコホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の価値算定を依頼し、平成28年3月8日付で当社算定書を取得しており、当社算定書においては、当社の1株当たりの株式価値を、市場株価法では353円～457円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）では452円～611円と算定しており、この株式価値の算定につき、みずほ銀行が独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、加えて、みずほ銀行が株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画その他各種の変数等について、第二回公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は見当たらなかったこと、(b) 本基準日の当社株式のJASDAQにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(c) 第二回公開買付価格は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも415円（286.2%）高い金額であること、(d) 利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とバンダイナムコホールディングスの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、公正な価格であるとする。

本件両公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合に実施することが予定されている、株式等売渡請求又は当社株式の併合その他の方法による本完全子会社化手続きにおいては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されるとのことであることから、当該金銭の額については、第二回公開買付価格と同様の考え

方により、公正性が担保された額であると考える。

(iii) 本取引の手続について、(a) 本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、独立委員会を設置し、本答申書を参考とし、平成 28 年 3 月 9 日開催予定の当社の取締役会で決議する予定であること、(b) 当社の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏の 3 名は、バンダイナムコホールディングスとの間で、その所有する当社株式について第一回公開買付けに応募する旨の第一回公開買付け応募契約を締結していることに鑑み、平成 28 年 3 月 9 日開催予定の当社取締役会においては、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の 2 名の取締役において審議の上、両名による決議を行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた当社の 4 名の取締役に改めて審議し、決議を行う予定であること、(c) 第二回公開買付け価格につき、利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とバンダイナムコホールディングスとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたこと、(d) バンダイナムコホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 3 月 8 日付で当社算定書を取得したこと、並びに (e) バンダイナムコホールディングス及び当社から独立した当社の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について法的助言を受けていることという措置を講じており、当社は、本取引の手続について、公正性を担保するために慎重かつ十分な対応をしているものと考えます。

なお、当社の取締役会は、第一回公開買付けの開始から本取締役会開催時点までの状況を考慮しましたが、本答申書に影響を与える前提事実の変更はなく、本答申書は引き続き有効であると考えております。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、バンダイナムコホールディングスから提示された第二回公開買付け価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及びバンダイナムコホールディングスから独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 3 月 8 日付で当社算定書を取得いたしました。当社は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、みずほ銀行を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ銀行と、当社及びバンダイナムコホールディングスとの間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部店等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っております。なお、当社は、みずほ銀行から第二回公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。さらに、みずほ銀行は、第一回公開買付けについては意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

みずほ銀行は、当社株式の株式価値を算定するにあたり、当社から事業の現状及び将来の事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、当社の株式価値を分析しております。みずほ銀行は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、当社株式の株式価値を算定しています。当該手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	：	353 円～457 円
DCF 法	：	452 円～611 円

市場株価法は、市場株価を基礎として株式価値を算定する方式であり、証券取引所における上場会社の市

場株価は、多数の投資家の参加により形成される価格であり、会社の資産内容、収益力、将来性等の様々な要素が反映された、最も客観的な価格であると考えられ、当社はJASDAQに上場していることから、みずほ銀行は市場株価法を採用することとし、市場株価法では、平成28年3月8日を基準日として、JASDAQにおける当社株式の基準日終値410円、直近1ヶ月間の終値単純平均値353円、直近3ヶ月間の終値単純平均値373円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値427円並びに直近1ヶ月間の出来高加重平均値445円、直近3ヶ月間の出来高加重平均値435円及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値457円を分析した上で、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を353円から457円までと分析しております。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する方式であり、収益性の観点に基づく算定手法を考慮することが必要であると考えられるところ、DCF法はゴーイング・コンサーン（永続的存在）としての企業の今後の収益力に注目した動的な算定手法といえ、特にM&Aにおける株式価値の算定手法としては一般的であることから、みずほ銀行はDCF法を採用することとし、DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年5月期以降（但し、平成28年5月期については、平成27年12月から平成28年5月までの6ヶ月間。）に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を452円から611円までと分析しております。

なお、DCF法による算定の基礎となった当社の事業計画は以下のとおりであり、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、事業年度毎の主な変動要因は以下のとおりとなります。

平成29年5月期は、売上高が前期比で1.2倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高において、主な製品シリーズ売上が前期2シリーズだったところ、3シリーズに増えること、②当社の持分法適用会社であるピップ&ウィズ株式会社との介護ロボット事業の取組みが本格始動し始めること、③海外アニメ会社とのIP創出によるライセンスビジネスの取組みが始まり収益に寄与し始めること、及び④その他のOEM製品受注（国内外）による売上高の増加を見込んでいるためであり、その結果、営業利益も黒字に転じると見込んでおります。

平成30年5月期は、売上高が前期比で1.1倍程度増加しておりますが、営業利益は倍増を見込んでおります。この営業利益の増加は、利益率の高い海外アニメ会社との取組みによる売上高を前期比で3倍程度見込んでいるためです。

平成31年5月期は、売上高が前期比で1.2倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高は2割程度減少するものの、②介護ロボット事業の売上高が伸長（前期比約1.4倍）し、③平成31年5月期より海外アニメ会社との取組みとして、ライセンスビジネスに加えて、企画・開発・品質管理受託が開始されることから、海外アニメ会社との売上高が拡大（前期比約6倍）することが見込まれるためであり、その結果、営業利益も前期比で1.5倍程度増加すると見込んでおります。

平成32年5月期及び平成33年5月期は、売上高がそれぞれ前期比で微増、営業利益はそれぞれ前期比で1.2～1.3倍程度増加しておりますが、これは高齢化社会の進行を視野に入れた介護ロボット事業の伸長を見込んでいるためです。また、DCF法による算定の基礎となった事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

(単位：百万円)

	平成28年 5月期 (注)	平成29年 5月期	平成30年 5月期	平成31年 5月期	平成32年 5月期	平成33年 5月期
売上高	762	1,400	1,560	1,850	1,950	2,200
営業利益	137	38	76	114	152	190

(注) 平成28年5月期については、平成27年12月から平成28年5月までの6ヶ月間のものです。

なお、当社の取締役会は、第一回公開買付けの開始から本取締役会開催時点までの状況を考慮しましたが、当社算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、当社算定書は引き続き有効であると考えております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、バンダイナムコホールディングス及び当社から独立した当社の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法及びその他の留意点について法的助言を受けております。

④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、当社算定書の内容等を慎重に検討し、また、上記の独立委員会の答申を最大限尊重した上で、平成 28 年 3 月 9 日開催の当社の取締役会において、以下の判断をいたしました。

本取引は、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社であるバンダイナムコホールディングスによる当社の完全子会社化であるため、(i) 本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii) 本取引により、当社及びバンダイの両社で保有する IP の展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii) 子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び (iv) 当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、バンダイナムコホールディングス等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至りました。

また、第二回公開買付け価格については、(i) 本基準日の当社株式の JASDAQ における終値 410 円に対して 36.6%、本基準日までの過去 1 ヶ月間の終値平均値 353 円に対して 58.6%、本基準日までの過去 3 ヶ月間の終値平均値 373 円に対して 50.1% 及び本基準日までの過去 6 ヶ月間の終値平均値 427 円に対して 31.1% のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(ii) 第二回公開買付け価格 560 円は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付け価格よりも 415 円 (286.2%) 高い金額であること、(iii) 「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とバンダイナムコホールディングスの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、(i) から (iii) までを踏まえ、平成 28 年 3 月 9 日時点においては、第二回公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断しました。

当社は、平成 28 年 3 月 9 日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、同日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきと考える旨を決議いたしました。

そして、当社は、平成 28 年 4 月 14 日に開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する当社の判断を変更する事情は特段ないとするため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

上記平成 28 年 3 月 9 日及び同年 4 月 14 日に開催された当社の各取締役会並びに本定時株主総会を招集することが決議された同年 7 月 20 日に開催された当社の取締役会においては、当社の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏がバンダイナムコホールディングスとの間で、その所有する当社株式について第一回公開買付けに応募する旨の第一回公開買付け応募契約を締結していることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、当社の取締役 5 名のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の 2 名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の決議をそれぞれ行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた当社の 4 名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行いました。

また上記各取締役会には、当社の監査役3名が出席し、当社の取締役会が上記の内容の決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

⑤ バンダイナムコホールディングスにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

バンダイナムコホールディングスは、第二回公開買付価格の決定にあたり、バンダイナムコホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関である PwC アドバイザリー合同会社（以下、「PwC」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成28年3月8日付で取得した当社株式の価値に関する株式価値算定書（以下、「バンダイナムコホールディングス株式価値算定書」といいます。）を参考としているとのことです。

PwC は、当社株式の価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて当社株式の価値算定を行ったとのことです。なお、バンダイナムコホールディングスは、PwC から第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、PwC は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていないとのことです。

バンダイナムコホールディングス株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式	: 353円～446円
DCF方式	: 520円～576円

市場株価基準方式では、平成28年3月8日を算定基準日として、当社株式のJASDAQにおける算定基準日の終値410円並びに算定基準日までの1ヶ月間及び3ヶ月間における株価終値平均値（1ヶ月間：353円、3ヶ月間：374円）及び出来高加重平均値（1ヶ月間：446円、3ヶ月間：435円）を分析した上で、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、353円から446円までと算定しているとのことです。

DCF方式では、当社が作成した平成28年5月期から平成33年5月期までの事業計画に基づき、当社が平成28年5月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を520円から576円までと算定しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「（2）上場廃止となる見込み」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

また、バンダイナムコホールディングス等及び当社は、本取引後の当社の経営について、以下のような体制を発足させることを確認しています。

- （1）当社の取締役は5名とし、バンダイナムコホールディングスが指名する。
- （2）当社の代表取締役は、バンダイナムコホールディングスが指名した取締役から選任する。
- （3）監査役会は廃止し、監査役はバンダイナムコホールディングスが指名する者とする。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、バンダイナムコホールディングスは当社の支配株主に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

- （1）支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成28年4月14日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との取引を行う場合には、取引の必然性を慎重に検討したうえ一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、少数株主の利益を害するこ

とのないよう、適切に対応してまいります。」と規定しております。

当社は、本株式併合に係る取引を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、①当社における独立委員会の設置及び意見の入手、②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、③当社における独立した法律事務所からの助言、④利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意、及び⑤バンダイナムコホールディングスにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、の各措置を実施しており、かかる対応は、上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「①当社における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、本取引に係る当社の意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社、第一回公開買付け応募株主及びバンダイナムコホールディングスからの独立性が高い、山下章太氏（公認会計士、かえで監査法人）、三木誠氏（当社社外取締役、独立役員）及び大島忠氏（当社社外監査役、独立役員）の3名から構成される独立委員会より、平成28年3月9日開催の取締役会に先立ち、平成28年3月8日付で、(i)本取引による当社の企業価値の向上、(ii)公開買付け価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii)本取引の手續の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする本答申書を受領しております。本答申書の記載内容については上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「①当社における独立委員会の設置及び意見の入手」をご参照下さい。

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

2. 廃止予定日

平成28年9月30日

3. 廃止の条件

本定時株主総会において本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

III. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

会社法第182条第2項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、21株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の記載を修正するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容（下線部分に変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,600,000</u>株とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第8条～第38条（条文省略）</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>21</u>株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第37条（現行どおり）</p>

3. 変更の日程

平成28年9月30日（予定）

4. 定款変更の条件

本定時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。